愛知県週休２日工事実施要領（空港土木工事編）　新旧対照表

新	旧	備考
愛知県週休２日工事実施要領（空港土木工事編） （目的） 第１条　“地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取組の一つとして、発注者指定型の週休２日工事を実施する。発注時は「完全週休２日（土日）」を指定することとし、受注者は本取組の趣旨を踏まえ、休日の「量」の確保だけでなく「質」の向上を目指すものとする。	愛知県週休２日工事実施要領（空港土木工事編） （目的） 第１条　“地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、発注者指定型の週休２日工事を実施する。なお、当面の間、発注時は「月単位の週休２日」を指定することとするが、受注者は本取組の趣旨を踏まえ、「完全週休２日」の取得を目指すものとする。	発注時の指定を「月単位の週休２日」から「完全週休２日（土日）」とする。
（用語の定義） 第２条　本要領における用語は次のとおり定義する。 （略） 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 （削除） 工事完成日：完成通知書提出日	（用語の定義） 第２条　本要領における用語は次のとおり定義する。 （略） 休工：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 祝日：国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 工事完了日：完了届提出日	表現の統一（「休工」を「現場閉所」に変更） 祝日の規定を削除 R7.4 の変更にあわせて変更
（対象工事） 第３条　愛知県都市・交通局の発注する工事で、単価適用日が 2025 年１０月１日以降の全ての工事を対象とする（工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む）。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とするが、現場閉所計画を提出できる場合は、対象とすることができる。	（対象工事） 第３条　愛知県都市・交通局の発注する工事で、単価適用日が 2024 年１０月１日以降の全ての工事を対象とする（工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む）。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。	単価適用日を変更 例外規定を設ける
（略） ３　公共建築工事費積算基準を適用する工事については、「建築工事における週休２日制工事実施要領（以下「建築工事実施要領」という。）」により行う。	（略） ３　公共建築工事費積算基準を適用する工事については、別に定める「建築工事における週休２日制工事実施要領（以下「建築工事実施要領」という。）」により行う。ただし、建築工事実施要領第８条に定める工事成績評定については、本要領第８条（３）により評価する。また、2025 年４月１日以降契約の工事については、建築工事実施要領第８条に定める工事成績評定により評価することとする。	第８条（３）削除のため変更 「また、～」の文章を削除
（形式） 第４条　形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（参考１）～（参考２）によることとする。 (1) 完全週休２日（土日）（参考１）	（形式） 第４条　形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、（参考１）～（参考３）によることとする。 (1) 完全週休２日（参考１）	（参考３）削除

新	旧	備考
完全週休２日（土日）とは、対象期間（第５条）内において「土曜日」「日曜日」を基本の現場閉所日とすることをいう。１週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」とする。 ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週で土日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。 また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週７回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（土日）を達成しているとみなす。 （略）	完全週休２日とは、対象期間（第５条）内において「土曜日」「日曜日」「祝日」を基本の休工対象日とすることをいう。 ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。 （略）	祝日を基本の現場閉所日から除く １週間の定義を明記する。 同一週のかっこ書きを削除 夜間工事について、達成基準を新設する
⑵ 月単位の週休２日（参考２） 月単位の週休２日とは、対象期間（第５条）内のすべての月ごとにおい現場閉所率（現場閉所日数/対象期間日数）が 28.5%（４週８休）以上であることをいう。 暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。	⑵ 月単位の週休２日（参考２） 月単位の週休２日とは、対象期間（第５条）内のすべての月ごとにおいて休工率（休工日数/対象期間日数）が 28.5%（４週８休）以上であることをいう。	達成条件について追記 土日祝日日数以上閉所で達成を土日日数以上で達成に変更
⑶ （削除）	⑶ 通期の週休２日（参考３） 週休２日とは、対象期間（第５条）内において休工率（休工日数/対象期間日数）が 28.5%（４週８休）以上であることをいう。	通期の週休２日を削除
（対象期間） 第５条　対象期間は契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完成日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。 ⑴ （略） ⑵後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日までの期間） ⑶～⑹ （略）	（対象期間） 第５条　対象期間は契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。 ⑴ （略） ⑵後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間） ⑶～⑹ （略）	工事完了日を工事完成日に変更 工事完了日を工事完成日に変更

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>⑺　発注者が週休２日の対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週６日以上の現場作業を余儀なくされる期間）</td><td>⑺　発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週６日以上の現場作業を余儀なくされる期間）</td><td>「週休２日の」を追記</td></tr>
<tr><td>（週休２日の取得に要する費用の計上）
第６条 積算における補正係数は次のとおりとする。
⑴ 発注者は当初設計にて、補正係数表の「完全週休２日（土日）」の補正係数を適用する。
⑵ 「完全週休２日（土日）」が達成できない場合、現場閉所状況に応じて以下の補正係数に変更する。
⑶
（略）</td><td>（週休２日の取得に要する費用の計上）
第６条 積算における補正係数は次のとおりとする。
⑴ 発注者は当初設計にて、補正係数表の「月単位の週休２日」の補正係数を適用する。
⑵ 「月単位の週休２日」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。
⑶
（略）</td><td>当初設計を「月単位の週休２日」から「完全週休２日（土日）」に変更</td></tr>
<tr><td>補正係数表
<table>
<tr><th>現場閉所状況の適用区分</th><th>完全週休２日（土日）※</th><th>月単位の週休２日（4週８休以上）</th><th>月単位の週休２日未満（補正なし）</th></tr>
<tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td>~~機械経費（賃料）~~</td><td>~~1.02~~</td><td>~~1.02~~</td><td>~~1.00~~</td></tr>
<tr><td>共通仮設費率</td><td>1.02</td><td>1.01</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td>現場管理費率</td><td>1.03</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr>
</table></td><td>補正係数表
<table>
<tr><th>休工状況の適用区分</th><th>月単位の週休２日（4週８休以上）※</th><th>通期の週休２日（4週８休以上）※</th><th>通期の週休２日未満（補正なし）</th></tr>
<tr><td>労務費</td><td>1.04</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td>共通仮設費率</td><td>1.03</td><td>1.02</td><td>1.00</td></tr>
<tr><td>現場管理費率</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.00</td></tr>
</table></td><td>補正係数を変更
機械経費（賃料）を廃止
適用区分の新設（完全週休２日（土日））
適用区分の廃止（通期の週休２日）</td></tr>
<tr><td>（取組内容）
第７条　取組内容は、次のとおりとする。
⑴ ～ ⑵
（略）</td><td>（取組内容）
第７条　取組内容は、次のとおりとする。
⑴ ～ ⑵
（略）</td><td></td></tr>
<tr><td>⑶　対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所計画表を添付し提出する。</td><td>⑶　対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。</td><td>休工」を「現場閉所」に変更
「休工取得計画表」を「現場閉所計画表」に変更</td></tr>
<tr><td>⑷　対象工事の受注者は、毎月５日までに工事打合簿により実施結果（現場閉所日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。</td><td>⑷　対象工事の受注者は、毎月５日までに工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督員はこれを確認する。</td><td></td></tr>
<tr><td>⑸　受注者は完全週休２日（土日）又は月単位の週休２日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。</td><td>⑸　受注者は月単位の週休２日又は通期の週休２日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。</td><td>月単位の週休２日を完全週休２日（土日）に、通期の週休２日を月単位の週休２日に変更</td></tr>
</table>

新	旧	備考
⑹ （略） ⑺　対象工事の受注者は、通期の週休２日及び月単位の週休２日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。 （工事成績評定） 第８条　完全週休２日が達成された場合、工事成績評定表の「６．社会性等　Ⅰ．地域への貢献度」において評価する。（2026 年４月１日以降契約の工事については評価しない。） ⑵ ～⑶ （削除） ２ （略） （取組証の発行） 第９条　取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完成日までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休２日工事取組証」を発行するものとする。取組証の様式については、様式１によることとする。ただし、最終契約金額が１千万円未満の工事については、取組証は発行しない。 （略） 附　則 この要領は、平成 28 年４月１日から施行する。 附　則	⑹ （略） ⑺　対象工事の受注者は、通期の週休２日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。 （工事成績評定） 第８条　工事成績評定については、次のとおりとする。 ⑴　完全週休２日工事 完全週休２日が達成された場合、工事成績評定表の「６．社会性等　Ⅰ．地域への貢献度」において評価する。 ⑵ 月単位の週休２日工事 月単位の週休２日が達成された場合、工事成績評定表の「６．社会性等　Ⅰ．地域への貢献度」において評価する。（2025 年４月１日以降契約の工事については評価しない。） ⑶ 通期の週休２日工事 通期の週休２日が達成された場合、工事成績評定表の「６．社会性等　Ⅰ．地域への貢献度」において評価する。（2025 年４月１日以降契約の工事については評価しない。） ２ （略） （取組証の発行） 第９条　取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休２日工事取組証」を発行するものとする。取組証の様式については、様式１によることとする。ただし、最終契約金額が１千万円未満の工事については、取組証は発行しない。 （略） 附　則 この要領は、平成 28 年４月１日から施行する。 附　則	月単位の週休２日を追加 工事成績評定における評価廃止時期を明記。 月単位の週休２日、通期の週休２日の記載を削除 工事完了日を工事完成日に変更

新	旧	備考
この要領は、平成 29 年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、平成 30 年４月１日から施行する。 附　則 （適用日） １　この要領は、平成 30 年 10 月１日から施行する。 （発注者指定型に関する経過措置） ２　省略 附　則 この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和２年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和３年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和４年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和４年７月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和４年 10 月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和５年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和５年 10 月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和６年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、2024（令和６）年 10 月１日から施行する。 附　則 この要領は、2025（令和７）年 10 月１日から施行する。 （略）	この要領は、平成 29 年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、平成 30 年４月１日から施行する。 附　則 （適用日） １　この要領は、平成 30 年 10 月１日から施行する。 （発注者指定型に関する経過措置） ２　省略 附　則 この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和２年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和３年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和４年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和４年７月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和４年 10 月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和５年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和５年 10 月１日から施行する。 附　則 この要領は、令和６年４月１日から施行する。 附　則 この要領は、2024（令和６）年 10 月１日から施行する。 （略）	附則を追記

新

（参考１）完全週休２日工事（土日）

（□：工事実施日）

月	火	水	木	金	土	日	土日の日数	土日の閉所日数※1	完全週休２日実施有無	備　考
		対象期間開始日 □	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	振替閉所	□	□	□	閉所	2	2	○	地元条件による同一週の振替閉所は認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	1	1	○	この週の対象期間に日曜日しかないため、日曜日（１日）以上を閉所した場合は完全週休２日の達成とみなす。
発注者が非対象とする作業を実施する期間										
□	祝日 □	□	夏季休暇（３日間）			閉所	1	1	○	この週の対象期間に土曜日しかないため、土曜日（１日）以上を閉所した場合は完全週休２日の達成とみなす。（祝日の閉所を求めない）
□	□	□	□	□	閉所	□	2	1	×	地元条件による振替閉所であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。
振替閉所	□	□	祝日 □	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	□	閉所（雨天）	□	閉所	2	2	○	天候等の受注者の責によらない場合、振替閉所を認める。
□	□	□	□	□	□	閉所	2	1	×	土曜日に工事を実施（振替閉所なし）したため未達成となる。
□	□	□	□	□	閉所	閉所	2	2	○	
□	□	□	対象期間終了日 □	→後片付け期間			0	0	○	この週には土曜日、日曜日がないため、達成となる。
現場閉所率									8	完全週休２日取得率 ＝（完全週休２日の達成週/対象期間中の全週間数） ＝8/10=80%<100%
完全週休２日取得率＝100%未満　⇒完全週休2日　未達成										

※1　振替閉所日含む

旧

（参考１）完全週休２日工事

（□：工事実施日）

日	月	火	水	木	金	土	土日祝日の日数	土日祝日の休工日数※1	完全週休２日実施有無	備　考
準備期間			対象期間開始日 □	□	□	休工	1	1	○	この週に土曜日しかないため、土曜日（１日）以上を閉所した場合は完全週休２日の達成とみなす。
休工	□	□	振替休工	□	□	□	2	2	○	地元条件による同一週の振替休工は認める。
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	○	この週の対象期間に土曜日しかないため、土曜日（１日）以上を閉所した場合は完全週休２日の達成とみなす。
発注者が非対象とする作業を実施する期間										
休工	□	祝日休工	□	夏季休暇（３日間）			2	2	○	
□	□	□	□	□	□	休工	2	1	×	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことから未達成となる。
休工	□	振替休工	□	祝日休工	□	休工	3	3	○	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	2	1	×	雨天による振替休工は休工と認めない。
休工	□	□	□	□	□	□	2	1	×	土曜日に工事を実施（振替休工なし）したためカウントしない。
休工	□	□	□	□	□	休工	2	2	○	
休工	□	□	□	対象期間終了日 □	→後片付け期間		1	1	○	この週に日曜日しかないため、日曜日（１日）以上を閉所した場合は完全週休２日の達成とみなす。
休工率									7	完全週休２日取得率 ＝（完全週休２日の達成週/対象期間中の全週間数） ＝7/10=70%<100%
完全週休２日取得率＝100%未満　⇒完全週休2日　未達成										

※1　振替休工含む
※2　小数第2位切り捨て

備考

完全週休２日（土日）及び１週間の定義（月曜日から日曜日）に対応した表に変更

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（参考２）月単位の週休２日工事
・対象期間の開始日に関わらず暦上の月を１月(ひとつき)とし、すべての月ごとにおいて現場閉所率 28.5%以上取得した場合、達成とする。
ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。（※１）
<table>
<tr><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●月1日</td></tr>
<tr><td>●月2日</td><td>●月3日</td><td>●月4日</td><td>●月5日</td><td>●月6日</td><td>●月7日</td><td>●月8日</td></tr>
<tr><td>●月9日
施工
開始日</td><td>●月10日</td><td>●月11日</td><td>●月12日</td><td>●月13日</td><td>●月14日
閉所</td><td>●月15日
閉所</td></tr>
<tr><td>●月16日</td><td>●月17日</td><td>●月18日</td><td>●月19日</td><td>●月20日</td><td>●月21日
閉所</td><td>●月22日
閉所</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">夏季休暇</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>●月23日</td><td>●月24日</td><td>●月25日</td><td>●月26日</td><td>●月27日</td><td>●月28日
閉所</td><td>●月29日
閉所</td></tr>
<tr><td>●月30日</td><td>○月1日</td><td>○月2日</td><td>○月3日</td><td>○月4日</td><td>○月5日
閉所</td><td>○月6日
閉所</td></tr>
<tr><td>○月7日</td><td>○月8日</td><td>○月9日</td><td>○月10日</td><td>○月11日</td><td>○月12日
閉所</td><td>○月13日
閉所</td></tr>
<tr><td>○月14日</td><td>○月15日</td><td>○月16日</td><td>○月17日
祝日</td><td>○月18日</td><td>○月19日
閉所</td><td>○月20日
閉所</td></tr>
<tr><td>○月21日</td><td>○月22日</td><td>○月23日</td><td>○月24日</td><td>○月25日</td><td>○月26日
閉所</td><td>○月27日
閉所</td></tr>
<tr><td>○月28日</td><td>○月29日</td><td>○月30日</td><td>△月1日</td><td>△月2日
施工
完了日</td><td>△月3日
閉所</td><td>△月4日
閉所</td></tr>
</table>

１月目（●月 9 日～●月 30 日）
→現場閉所日６日/対象期間 19 日　= 31.5% ≧ 28.5%
　４週８休（28.5%以上）→　達成

２月目（○月１日～○月 30 日）
→現場閉所８日/対象期間 30 日　= 26.6% ≦ 28.5%
対象期間内の土曜日・日曜日は８日＝現場閉所日８日　→　達成
※１土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。

３月目（△月１日～△月 2 日）
→現場閉所０日/対象期間 2 日= 0% ≦ 28.5%
　対象期間内の土曜日・日曜日は０日＝現場閉所０日　→　達成
※１土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているため達成とする。
</td>
<td>
（参考２）月単位の週休２日工事
・対象期間の開始日に関わらず暦上の月を１月(ひとつき)とし、すべての月ごとにおいて休工率 28.5%以上取得した場合、達成とする。
ただし、暦上の土曜日・日曜日・祝日の休工では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。（※１）
<table>
<tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●月1日</td></tr>
<tr><td>●月2日</td><td>●月3日</td><td>●月4日</td><td>●月5日</td><td>●月6日</td><td>●月7日</td><td>●月8日</td></tr>
<tr><td>●月9日</td><td>●月10日
施工
開始日</td><td>●月11日</td><td>●月12日</td><td>●月13日</td><td>●月14日</td><td>●月15日
休工</td></tr>
<tr><td>●月16日
休工</td><td>●月17日</td><td>●月18日</td><td>●月19日</td><td>●月20日</td><td>●月21日</td><td>●月22日
休工</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">夏季休暇</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>●月23日
休工</td><td>●月24日</td><td>●月25日</td><td>●月26日</td><td>●月27日</td><td>●月28日</td><td>●月29日
休工</td></tr>
<tr><td>●月30日
休工</td><td>○月1日</td><td>○月2日</td><td>○月3日</td><td>○月4日</td><td>○月5日</td><td>○月6日
休工</td></tr>
<tr><td>○月7日
:工</td><td>○月8日</td><td>○月9日</td><td>○月10日</td><td>○月11日</td><td>○月12日</td><td>○月13日
休工</td></tr>
<tr><td>○月14日
休工</td><td>○月15日</td><td>○月16日</td><td>○月17日</td><td>○月18日</td><td>○月19日</td><td>○月20日
休工</td></tr>
<tr><td>○月21日
:工</td><td>○月22日</td><td>○月23日</td><td>○月24日</td><td>○月25日</td><td>○月26日</td><td>○月27日
休工</td></tr>
<tr><td>○月28日
休工</td><td>○月29日</td><td>○月30日</td><td>△月1日</td><td>△月2日</td><td>△月3日
施工
完了日</td><td>△月4日</td></tr>
</table>

１月目（●月 10 日～●月 30 日）
→6 休工日/対象期間 18 日　= 33.3% ≧ 28.5%
　４週８休（28.5%以上）休工→　達成

２月目（○月１日～○月 30 日）
→8 休工日/対象期間 30 日　= 26.6% ≦ 28.5%
対象期間内の土日祝日は８日＝８休工日　→　達成
※１土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

３月目（△月１日～△月 3 日）
→０休工日/対象期間３日 = 0% ≦ 28.5%
　対象期間内の土日祝日は０日＝０休工日　→　達成
※１土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。
</td>
<td>
第４条（２）に伴い変更

第４条（２）に伴い変更

「休工」を「現場閉所」に変更

第４条（２）に伴い変更
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>（参考３）通期の週休２日工事

（削除）</td>
<td>（参考３）通期の週休２日工事

（□：工事実施日）
<table>
<tr><th colspan="7"></th><th colspan="3">休工率</th></tr>
<tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日数</th><th>休工日数</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td colspan="3">←準備期間←</td><td>対象期間
開始日
□</td><td>□</td><td>□</td><td>休工</td><td>4</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>休工</td><td>□</td><td>□</td><td>振替休工</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>7</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>休工</td><td>1</td><td>1</td><td>発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。</td></tr>
<tr><td colspan="7">←発注者が非対象とする作業を実施する期間→</td></tr>
<tr><td>休工</td><td>□</td><td>祝日
休工</td><td>□</td><td colspan="3">夏季休暇（３日間）</td><td>4</td><td>2</td><td>夏季休暇は非対象期間とする。</td></tr>
<tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>休工</td><td>7</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>休工</td><td>□</td><td>振替休工</td><td>□</td><td>祝日
休工</td><td>□</td><td>休工</td><td>7</td><td>4</td><td></td></tr>
<tr><td>休工</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>雨天休工</td><td>□</td><td>7</td><td>2</td><td>雨天による振替休工は休工と認める。</td></tr>
<tr><td>休工</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>7</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td>休工</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>休工</td><td>7</td><td>2</td><td></td></tr>
<tr><td>休工</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>対象期間
終了日
□</td><td colspan="2">→後片付け期間</td><td>5</td><td>1</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">休工率</td><td>56</td><td>17</td><td>休工率＝30.3%※1（17日/56日）</td></tr>
<tr><td colspan="10">休工率＝30.3% ≧ 28.5%
通期の週休2日達成</td></tr>
</table>
※1　小数第2位切り捨て</td>
<td>第４条（３）の廃止に伴い削除</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
取組証について（様式１）

年　　月　　日

週休２日工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）　様

<table>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>最終契約金額※1</td><td colspan="2">金　　円</td></tr>
<tr><td>本工事の業種※2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">週休２日の形式</td><td></td><td>完全週休２日工事</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>【土木工事】【空港土木工事】
月単位の週休２日工事</td></tr>
<tr><td>【港湾・漁港工事】
４週８休工事</td></tr>
<tr><td>引渡し年月日※3</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

※1　最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2　（例）土木工事業の場合はＰＣ工事を含むため、「土木工事業（ＰＣ工事除く）」と記載
（例）ＰＣ上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

※3　完成検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

愛知県　都市・交通局　航空空港課長　　印

（削除）
</td>
<td>
取組証について（様式１）

年　月　日

週休２日工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

<table>
<tr><td>工　事　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>最終契約金額※1</td><td colspan="2">金　　円</td></tr>
<tr><td>本工事の業種※2</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">週休２日の形式</td><td></td><td>完全週休２日工事</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>【土木工事】【空港土木工事】
月単位の週休２日工事</td></tr>
<tr><td>【港湾・漁港工事】
４週８休工事</td></tr>
<tr><td>引渡し年月日※3</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
</table>

※1　最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2　（例）土木工事業の場合はＰＣ工事を含むため、「土木工事業（ＰＣ工事除く）」と記載
（例）ＰＣ上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

※3　完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

愛知県　都市・交通局　航空空港課長　　印

総合評価落札方式

〈2025 年 3 月 31 日まで〉

評価項目	評価基準	加算点 最大１点
完全週休２日工事	取組証あり	１点
通期の 週休２日工事	取組証２件あり	１点
	取組証１件あり	0.５点

〈2025 年 4 月 1 日から運用開始〉

評価項目	評価基準	加算点 最大２点
完全週休２日工事	取組証あり	２点
月単位の 週休２日工事	取組証２件あり	２点
	取組証１件あり	１点
</td>
<td>
総合評価落札方式において、通期の週休２日の評価を廃止したため変更

配点表を削除
</td>
</tr>
</table>

新	旧	備考
取組証について（様式１）【記載例】 引渡し年月日から１週間を目途に発行してください。 令和8年　３月　２０日 週休２日工事取組証 名称　　（株）〇〇△△ 代表者名（契約の相手方）　愛知　太朗　様 工事名：……舗装修繕工事 最終契約金額 ※1：金　100,000,000　円 本工事の業種 ※2：舗装工事 週休２日の形式：〇 完全週休２日工事／【土木工事】【空港土木】月単位の週休２日工事／【港湾・漁港工事】４週８休工事 引渡し年月日 ※3：令和　8年　３月　１５日 工事を公告した際の業種と同じものを記載してください。 ただし、土木工事業は、※２のように記載してください。 ※1　最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外 ※2　（例）土木工事業の場合はＰＣ工事を含むため、「土木工事業（ＰＣ工事除く）」と記載 （例）ＰＣ上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載 ※3　完成検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載 愛知県　都市・交通局　航空空港課長　印	（追加）	取組証の記載例を追加